

「農遊コンシェルジュ」ロゴマーク等使用管理要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、福井県に帰属する「農遊コンシェルジュ」のロゴマーク（以下「ロゴマーク」という。）の使用および管理に関し、必要な事項を定めるものとする。

（ロゴマークに関する権利）

第2条 ロゴマークに関する著作権等の一切の権利は、福井県（以下、「県」という。）に帰属する。

（使用の範囲）

第3条 ロゴマークは、次に掲げる場合に使用できるものとする。

- （1）農遊コンシェルジュの認定を受けた者が、情報発信等のため使用するとき
- （2）農遊コンシェルジュの認知度向上のための取り組みに使用するとき

（使用の届出）

第4条 ロゴマークを使用しようとするもの（以下、「使用者」という。）は、あらかじめ、福井県知事（以下、「知事」という。）に使用の届出（様式第1号）を行うものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合には、この限りでない。

- （1）県、市町および県または市町が構成メンバーとなっている団体または県内の地方公共団体が使用するとき。
- （2）保育所または学校教育法第1条に規定する学校が教育目的に使用するとき。
- （3）報道機関が報道または広報の目的で使用するとき。
- （4）その他知事が特に申請を要しないと認めたとき。

（使用料）

第5条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（遵守事項）

第6条 ロゴマークの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- （1）ロゴマークの使用にあたっては、別途「農遊ロゴマーク使用マニュアル」に定められた使用方法を遵守すること。
- （2）農遊コンシェルジュの認定を受けていない者が農遊コンシェルジュに認定されているかのような誤解を招き、あるいは招くおそれがあるような方法で使用しないこと。
- （3）ロゴマークのイメージを損なうような方法で使用しないこと。

- (4) 商品名、会社名等固有の名称の一部または全部にロゴマークを使用しないこと。
- (5) ロゴマークについて、意匠法に基づく意匠の登録、商標法に基づく商標登録および知的財産に関する一切の権利の設定または登録をしないこと。
- (6) 法令又は公序良俗に反し、または反するおそれのあるような方法で使用しないこと。
- (7) 宗教行事・活動および政治的活動等を使用しないこと。
- (8) 社会問題についての特定の主義または主張のために使用しないこと。
- (9) 福井県暴力団排除条例（平成 22 年福井県条例第 31 号）に規定する暴力団員または暴力団もしくは暴力団員と密接な関係を有するものに益する方法で使用しないこと。
- (10) その他知事が使用について不相当と認める方法で使用しないこと。

（使用中止等の要請）

第 7 条 知事は、ロゴマークの使用が、この規定または届出内容に反していると認められる場合、使用者に対し、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を要請することができる。

2 前項の規定により当該許可に係る物件の回収を命ぜられた者は、速やかに当該許可に係る物件を回収しなければならない。

3 第 1 項において、使用中止、改善、削除および使用物件の回収等の措置を受けた使用者およびその関係者に損害が生じた場合であっても、県はその賠償の責を負わない。

（使用者の責任）

第 8 条 使用者がロゴマークの使用により件に損害を与えた場合、知事はその賠償を請求することができる。

2 ロゴマークの使用に起因する事故、苦情または第三者との紛争が生じた場合、使用者はその旨を速やかに県に報告するとともに、事故の責任と負担において誠意をもって対応するものとし、県は損害賠償、損失補填その他法律上の一切の責任を負わない。

（使用の非独占性等）

第 9 条 この規定による届出は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴマークを使用する権限を付与するものではない。また、使用者または使用対象物について県が推奨を行うものではない。

（調査等）

第 10 条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用状況について調査を行い、または使用状況を証する書類の提出を求めることができる。

(使用実績の報告)

第 1 1 条 知事は、使用者に対し、ロゴマークの使用実績について、資料の提出または報告を求めることができる。

(補則)

第 1 2 条 この規定に定めるものの他、ロゴマークの使用および管理に関して必要な事項は、知事が別途定める。

附則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する